



<目次>

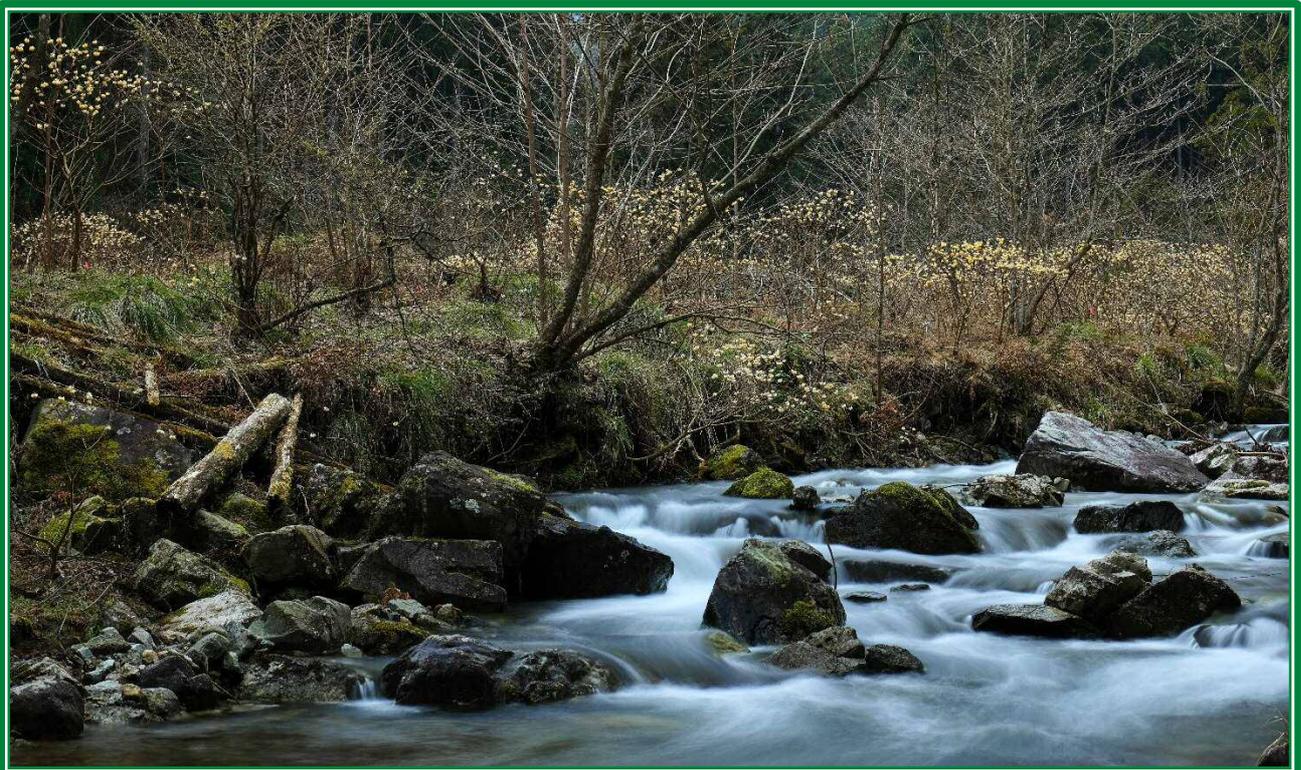
税務》令和7年度税制改正大綱	P 2
特集》中小企業の価格交渉・転嫁の状況	P 3
労務》高年齢雇用継続給付の縮小	P 4

～相続した売れない土地の処分について～

相続した土地が要らない場合、「所有者不明土地」の発生を予防するため、国に土地を引き渡す「相続土地国庫帰属制度」という制度をご存じでしょうか。相談窓口は原則として当該土地を管轄する法務局となりますが、最寄りの法務局でも可能のようです。国が引き取る土地には一定の条件があり、相続または遺贈によって取得した土地に限定されていますが、農地や山林も対象となります。まず、事前相談で資料を提出します。そこで引渡しが可能となれば、土地一筆あたり1万4000円を支払って正式な審査を申請し、承認を受ければ土地の種類に応じた負担金を納付して引き渡すこととなります。

国が引き取らない土地として、建物が建っている、担保等が設定されている、通路その他の他人による使用が予定されている土地が含まれる、土壌が汚染されている、境界が不明確、勾配30度以上の崖がある、放置車両や樹木があるなどの10の要件がありますが、これらに該当しなければ承認を受けられる可能性が高いようです。

固定資産税が掛かり管理も大変なので手放せるものなら手放したいけど、なかなか買い手が見つからないような場合、この制度を検討してはいかがでしょうか。



溪流沿いに咲くミツマタ

令和7年度税制改正大綱

令和7年度税制改正大綱について、一部抜粋したものをご紹介いたします。

税目	項目	内容	
		改正前	改正後
所得税	基礎控除及び給与所得控除の見直し	基礎控除：納税者本人の合計所得金額が <u>2,400万円以下</u> の場合 <u>48万円</u> の控除 給与所得控除：最低保障額 <u>55万円</u>	基礎控除：納税者本人の合計所得金額が 2,350万円以下 の場合 58万円 の控除 給与所得控除：最低保障額 65万円 に引き上げ
	特定扶養控除の所得要件の緩和	年齢19歳以上23歳未満の扶養親族の <u>合計所得金額が48万円以下</u> の場合、63万円控除	63万円控除の対象となる扶養親族の所得金額が 85万円 まで引き上げ それ以降は所得金額が 123万円 になるまで控除額が段階的に減少
	生命保険料控除の見直し	新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、 <u>適用限度額を4万円</u>	年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、一般生命保険料控除の適用限度額を 6万円 まで引き上げ
	住宅借入金特別控除対象区分	住宅借入金等特別控除の対象となる住宅の区分は、 <u>認定住宅等</u> とその他の住宅	新築住宅・買取再販について特別控除の対象となる住宅の区分は、 認定住宅等のみ
資産課税	事業承継税制の適用要件の緩和	非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における要件について、 <u>贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員等であることが必要</u>	贈与の直前において 特例認定贈与承継会社の役員等であることが必要 (令和7年1月1日以後の贈与について適用)
法人税	中小企業者等の法人税の軽減税率の延長	所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は <u>15%</u>	所得の金額が年10億円を超える事業年度については、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を 17% に引き上げ
消費税	リファンド方式への見直し	免税店にて商品を購入する際、消費税相当額を含めず販売を行う <u>輸出免税方式</u>	消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に消費税相当額を返金する リファンド方式

※税制改正大綱は政府与党案ですので、国会審議後、法律として成立し施行されます。

(作成：大宮一将)



中小企業の価格交渉・転嫁の状況

中小企業庁では2021年9月より毎年9月と3月を価格交渉促進月間として、価格交渉・転嫁を促進するための活動を行っています。そこで、中小企業における価格交渉や価格転嫁の現状と昨年12月に公開された価格転嫁のための検討ツールをご紹介します。

1. 価格交渉の状況

中小企業庁が昨年11月に発表した「[価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査結果](#)」によると、価格交渉は不要とした回答を除いた価格交渉の状況は、交渉が行われた割合が86.4%、行われなかった割合が13.6%でした。

受注企業から交渉を申し出た割合が60%ほどである一方、発注減少や取引停止を恐れて交渉を諦めた割合が10%ほど見られました。また、交渉に応じてもらえなかった割合は3%となっています。

【価格交渉の状況】 (回答数34,586社)

受注企業から発注企業に交渉を申し出て価格交渉が行われた	58.1%
発注企業から交渉の申し入れがあり価格交渉が行われた	28.3%
コストが上昇し発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した	0.4%
コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった	10.2%
コストが上昇し発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが応じてもらえなかった	3.0%

2. 価格転嫁の状況

価格転嫁は不要とした回答を除く価格転嫁の状況は、コスト全般の価格転嫁率が前回調査から3.6ポイント増加し49.7%となっています。「全額転嫁できた」が25.5%である一方、「全く転嫁できなかった」も20%に達しています。

【価格交渉の状況】 (回答数38,575社)

全額転嫁できた	25.5%	
一部でも転嫁できた	7～9割転嫁できた	18.7%
	4～6割転嫁できた	10.4%
	1～3割転嫁できた	25.4%
全く転嫁できなかった	20.0%	

3. 価格転嫁検討ツールが登場

昨年12月に中小企業基盤整備機構が『[価格転嫁検討ツール](#)』を公開しました。**登録不要、無料で利用**することができます。まずは、コスト高騰前と直近の決算書等を用意し、売上高とコスト（仕入・材料費、人件費、光熱費等）を入力し、コスト高騰前後の商品別（取引先別）の収支状況を把握・確認します。次に、各コストの比率や金額を入れ替えて様々なシミュレーションをすることで収支に大きく影響しているコストやその構造を検証します。そして、コスト高騰前後の経費に着目し、目指すべき取引価格を試算することができます。

上記のように価格交渉が行われた割合は9割近いものの、実際に全額転嫁できたのは4分の1程度というのが現状です。もし自社の価格転嫁が十分ではないと考えておられたら、こうした検討ツールなどを利用して価格転嫁のための資料を作成し、交渉できる環境を整られてはいかがでしょうか。

高年齢雇用継続給付の縮小

令和7年4月1日から、雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給率が縮小されます。この給付による補填を加味して60歳以降の賃金の制度設計をされている場合、会社にとっても従業員ご本人にとっても影響の大きい変更となります。

高年齢雇用継続給付とは、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者に支給される給付です。

令和7年4月1日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下（61%以下）	各月に支払われた賃金額の10%（15%）
64%超75%未満 （61%超75%未満）	各月に支払われた賃金の10%（15%）から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※()内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。
※支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

例えば、60歳時点の賃金（月額）が40万円、60歳以降に支払われた賃金が24万円の場合、低下率は60%となり給付の対象となります。

この場合の現在と改正後のルールによる支給額の変化は以下のとおりとなります。

【現在の支給額】 $240,000 \times 15\% = 36,000$ 円

【改正後の支給額】 $240,000 \times 10\% = 24,000$ 円に**減少**

なお、高年齢労働者の処遇改善に先行して取り組む事業主への支援策として、「高年齢労働者処遇改善促進助成金」があります。（作成：川口智美）



『伝える力』

著者：池上彰 発行：PHP研究所

商談や会議、プレゼンテーションや企画書・報告書の作成、電話での交渉、メールでの連絡などビジネスの現場で行なわれている日常業務。仕事の「できる」「できない」を左右するのは、「話す」「書く」「聞く」、意外とこうした基礎をしっかりできるかどうかで、それには上司や部下、顧客とのコミュニケーションをいかに円滑にするかが鍵を握ります。

「伝える」ためには、「話す」「書く」「聞く」の3つの能力が必須であり、それらによって業績が左右されることも往々にしてあります。報道記者として、そしてフリージャーナリストとして伝えることの難しさを知る著者だけに、ビジネスの現場でも十分応用が効く智慧が盛りだくさんです。

相手を惹きつける、ビジネス文書を書く、文章力をアップさせるなど、現代のビジネスパーソンに不可欠な能力といえる「伝える力」をどうやって磨き、高めていったらよいのか、その極意が紹介されています。

－編集後記－

今月5日は、二十四節気の一つ「啓蟄」、冬ごもりしていた虫たちが春の暖かさを感じて外に出て活動を始めるという意味です。

野の草花や木々も一斉に芽吹き、花を咲かせ始めます。例年なら、上旬～中旬にかけて河津桜などの早咲きの桜が見頃を迎え、お彼岸を過ぎるとソメイヨシノがちらほらと咲き始めます。

今年は2月の平均気温が低く、3月は平年並みの予報です。そのため、桜の開花は平年並みか、平年より少し遅れる予想だそうです。春の到来まであと少し、季節の変わり目で体調を崩さないよう気をつけてください。（朝山善明）